

平成 31 年度
「東京手仕事」プロジェクト

普及促進
応募要領



TOKYO
Teshigoto

東京の粋は、進化する。

応募期間

平成 31 年 4 月 10 日(水)～5 月 16 日(木)

当日必着

「東京手仕事」プロジェクト 普及促進

はじめに

東京には、歴史と風土に育まれた優れた技術を今に伝える伝統工芸品産業が数多く存在しています。近年、伝統工芸品は、コンテンツやファッションなどとともに、日本の文化を背景とした産業として世界から評価を受けており、オリンピック開催を追い風に、国内外を問わず一層関心が高まっています。

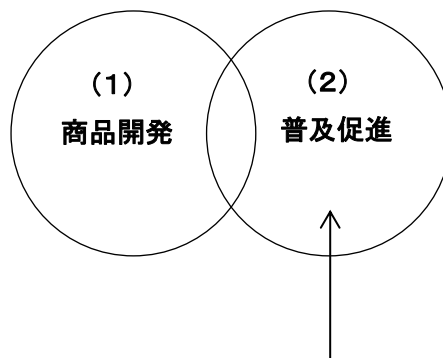
「東京手仕事」プロジェクトでは、伝統工芸の技術を活かしながら東京の伝統工芸の職人とデザイナーとの共同製作による商品開発を行う「(1)商品開発」と、国内外への販路開拓を行う「(2)普及促進」(翌年度以降)により、暮らしをうるおし、ゆたかにするための新たな東京の伝統工芸品の創出を、一体的・総合的に支援していきます。

「東京手仕事」とは

東京の「伝統工芸品」は、進取の精神に富む江戸職人の匠の技と心意気によって、磨かれ、洗練され、そして庶民に愛されて連綿と受け継がれてきました。「東京手仕事」は、そんな伝統の技に光を当て、匠の繊細な「手仕事」の魅力を国内はもとより世界に発信していく取組です。その「粋」で「いなせ」な味わい、優れた機能性・日常性を広く知っていただくとともに、東京らしい感性溢れる新しい工芸品にもチャレンジし、「伝統工芸品」に囲まれた潤いある豊かなライフスタイルを提案していきます。

(1)商品開発

デザイナーからデザイン案を募集し、東京の伝統工芸職人とマッチング。伝統工芸の技術を活かし、かつ現代のライフスタイルに合った新商品を1年間かけて開発する取組



(2)普及促進

選定された支援商品を、①ブランディング活動、②PR・プロモーション活動、③国内外展示会への出展、④テストマーケティング、⑤常設売場での販売等を通して、国内外への認知度の向上や、販路拡大を目指していく取組

<普及促進支援商品>

(1)「商品開発」で完成し、支援商品として採択を受けた伝統工芸品

(2)職人が独自で開発した商品で、支援商品として採択を受けた伝統工芸品

平成 31 年度「東京手仕事」プロジェクト 普及促進

応募要領

募集期間：平成 31 年 4 月 10 日(水)～5 月 16 日(木)

1. 普及促進の目的

普及促進は、高い伝統工芸の技術を持ち、新たな商品開発やPR、販路開拓等を図ることに意欲の高い伝統工芸品事業者に対し、国内外の展示会出展やPR活動等の実施により、伝統工芸品の新たな販路開拓を支援します。こうした活動を通して、東京の伝統工芸品のブランド価値や国内外への認知度向上により、伝統工芸市場の拡大を図ることを主な目的としています。

2. 応募資格

東京の優れた伝統工芸品を製作する事業者であり、代表製作者が下記のいずれかに該当するものとします。

- (1) 東京都知事が指定する伝統工芸品を製作する事業者又は個人事業主
- (2) 都内区市町村が認定する伝統工芸品を製作する事業者または個人事業主
- (3) 東京都または都内区市町村が認定し、かつ伝統工芸品を製作する事業者又は個人事業主
- (4) 都内において伝統工芸品を製作する事業者又は個人事業者で構成される団体に加入する者
- (5) 「東京の伝統的工芸品チャレンジ大賞」入賞者
- (6) (1)～(5)を代表製作者とする共同製作グループ

尚、以下に該当する事業者、または商品の応募はできません。

- (1) 平成 29 年度「普及促進」採択事業者及び同年度「商品開発」採択事業者
- (2) 平成 30 年度「普及促進」採択事業者及び同年度「商品開発」採択事業者
※ 「採択」: 支援商品として認定されたこと
- (3) 過去に普及促進に応募した商品
- (4) 過去に商品開発へ参加して開発した商品
- (5) 工業製品および食品

3. 「普及促進」の支援内容

下記のような内容を予定しております。

(1) ブランディング活動

普及促進では「東京手仕事」のブランド価値を高めるために、オフィシャルロゴを有効活用し、商品カタログの制作、国内外展示会、「東京手仕事」商品取扱店舗の装飾、POP、その他ビジュアルマーチャндаイジング等を用いたブランディング活動をおこないます。

(2) PR・プロモーション活動

TV、新聞、雑誌、インターネット等のマスメディアを使い「東京手仕事」プロジェクトが支援する事業者や商品に関する広報活動を行います。また、「東京手仕事」ブランドの認知拡大や販売促進の為、各種関連イベントや催事へ出展を行います。

(3) 国内外展示会への出展

① 国内展示会(予定)

(ア) 「ギフト・ショー」

(イ) 「IFFT/インテリア ライフスタイル リビング」

※ 会場までの交通費、出品のための配送費は各事業者負担となります。

② 海外展示会への出展 (予定)

(ア) メゾン・エ・オブジェ (パリ・ノールヴィルパント)

(イ) HOMI (ミラノ・Fiera Milano)

※ 商品の出展、実演の可否に付いては、主催者の事前審査があります。

※ 来場の際の交通費、滞在費は各事業者の負担となります。

※ 実演者については、別途海外展示会実演謝金規定により実演謝金が支払われます。

(4) テストマーケティングの実施

属性の異なるエリアや流通拠点において、「商品開発」の新商品を中心とした販売活動を通して、顧客動向の調査・分析を行うことで、その結果をフィードバックし、改良開発等につなげます。

(5) 常設店舗等での販売

「東京手仕事」の支援商品を販売する常設売場やその商圈特性に合った商品を販売する販売コーナー等で支援商品の販売を行います。

※ 日本橋三越本店本館 5 階 Gallery Life Mining 内、歌舞伎座内 1 階 お土産処 木挽町、江戸東京博物館ミュージアムショップ、ホテル雅叙園東京等

4. 普及促進支援期間

2 年間

5. 普及促進支援の対象商品数

10 商品程度を予定

※選定委員会の審査により商品数が少なくなる場合があります。

6. 応募

(1) 応募受付期間

平成 31 年 4 月 10 日(水)～5 月 16 日(木) 必着

(2) 応募費用

無料。尚、商品の製作費、応募に関する郵送費用、商品紹介説明等でご準備頂く為の諸費用やご来社頂く為の交通費等は各事業者負担となります。

(3) 応募点数

1 事業者(法人・個人を問わず)原則1点のみ応募可

(4) 応募方法

下記所定の応募用紙に必要事項をご記入の上、郵送またはメールに添付し、下記宛先までご送付ください。尚、応募要領・応募用紙は、下記「伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業」ウェブサイトからもダウンロード頂けます。

① 「伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業」URL : <http://www.tokyo-craft.jp>

② メールアドレス : craft@tokyo-kosha.or.jp

③ 郵送先 : 公益財団法人東京都中小企業振興公社 城東支社
「東京手仕事」プロジェクト 普及促進事務局宛
〒125-0062 東京都葛飾区青戸 7-2-5

④ 応募用紙: 必須項目は全てご記入ください。

(ア) 書式①: 応募者(代表製作者・共同製作者)の連絡先等をご記入ください。

(イ) 書式②: 応募商品の商品及びパッケージの全体写真を添付下さい。

写真は、書式②の別紙 3 枚まで可とします。

(ウ) 書式③: 商品説明及び目標等を簡潔にご記入下さい。

どのような商品か(商品コンセプト、伝統工芸技法の活用ポイント、商品のPRポイント、原材料・素材)、販売状況(価格設定、販売場所及び販売実績)、生産力(月間・年間生産可能数量、製造リードタイム、最低発注数量)及び目標(「東京手仕事」普及促進に参加して実現したいこと)について、ご記入下さい。

7. 普及促進支援事業者と商品の選定スケジュール

(1) 応募受付期間

平成 31 年 4 月 10 日(水)～5 月 16 日(木) 必着

(2) 選定期間

① 第1次審査(書類審査):審査結果は、平成31年5月23日(木)に郵送にて発送予定。

※ 個別ヒアリングの実施、追加資料の提出をお願いする場合があります。

② 第2次審査(現物審査):平成31年5月下旬予定

※ 第1次審査通過者の応募商品現物をお預かりしての審査となります。詳細は、第1次審査通過者に別途ご案内します。

③ 第2次審査結果通知:平成31年6月初発送予定(郵送連絡)

※備考:選定結果の詳細についてはお答えできませんので、予めご了承ください。

8. 商品選定のポイント

- (1) 国内外に広く評価される優れた商品力を持っている商品
- (2) 国内外を問わず販売する意欲の高い事業者の商品
- (3) 継続的な生産が可能な事業者の商品

9. 個人情報の取り扱い

応募された個人情報については、本事業の運営の目的に使用し、それ以外の目的には使用いたしません。(公財)東京都中小企業振興公社「個人情報の保護に関する要綱」(公社ホームページよりダウンロード可)に基づき取り扱います。

10. その他

(1) 応募要領に記載された事項以外について疑義が生じた場合、公社判断により決定します。
応募者は応募を撤回できますが、応募にかかった一切の費用は応募者の負担となります。

(2) 応募者及び応募に関する内容が、以下に該当する場合、選考の対象外となります。

- ① 虚偽のもの
- ② 誹謗中傷を含むもの
- ③ 著作権その他第三者の権利を侵害しているもの
- ④ 公序良俗その他法令の定め反するもの
- ⑤ 反社会的勢力の活動を助長する行為が判明した場合

※ 上記に該当することが支援決定後に判明した場合は支援を取り消します。また、その時点で公社がお渡ししていた資材等が発生していた場合、返還を求めることがあります。

なお、支援取り消しにより生ずる損害等について、公社は一切の責任を負いません。

(3) 採択が決定した後で、公社と販売に関する書面を取り交わします。(販売準則合意書)

(4) 提出された書類一式は返却致しませんので、あらかじめご了承ください。また、ご提出頂いた資料は、本事業以外の目的で使用することはありません。

11. 問い合わせ先

公益財団法人東京都中小企業振興公社 城東支社

「東京手仕事」プロジェクト普及促進

〒125-0062 東京都葛飾区青戸 7-2-5

TEL: 03-5680-4631 FAX: 03-5680-0710

URL: <http://www.tokyo-craft.jp>



城東支社

「東京手仕事」プロジェクト普及促進

〒125-0062 東京都葛飾区青戸 7-2-5

TEL: 03-5680-4631 FAX: 03-5680-0710

URL: <http://www.tokyo-craft.jp>